

Q1 禁煙が義務であることは分かったが、喫煙の要望があったときにどう対応すれば良いか？

A1 3通りの対応があります。

① 店内禁煙にして屋外で吸ってもらう。

※以下について注意してください

例1) 屋根があり半分以上壁でおおわれている → 法令違反

※屋外ではなく屋内にあたる (テラスや店先)

例2) 副流煙が通行人や上階住人にかかる → 配慮義務違反

例3) 灰皿が公道にはみ出している → 道路占用違反

例4) 吸い殻のポイ捨て → 区条例違反

例5) 禁煙特定区域内での喫煙 → 区条例違反

※禁煙特定区域の周辺に灰皿を設置すると、喫煙者が違反となり過料が科されます。

①店内禁煙にした場合



▲店舗入口

【足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例】

- 区内全域の公共の場所 (※1) での歩行喫煙は禁止です
 - 禁煙特定区域での喫煙 (加熱式たばこも含む) には、1,000円の過料が科せられます。
(※指定喫煙所以外を除く)
 - 喫煙者の責務
駅周辺やバス停など混雑する場所、通学時間帯の通学路や子どもが多く利用する場所では、喫煙しないよう配慮してください
- ※1 公共の場所…区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所

屋外に喫煙所を設置する場合の配慮義務

施設管理者には屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

- 人通りの多いところではない。
 - 店の入口から離れている。
 - 煙が流れる方向 (喫煙所の上や風下) に窓や換気扇がない。
- ※煙が屋内 (近隣の住宅など) へ流入していないか、よく確認しましょう。

対応: 通学時間帯は灰皿を片づける。

大人数で吸わせない。

施設の出入口から離なす。など

【健康増進法】

■ 喫煙をする際の配慮義務等【第二十七条】

- 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等 (以下この章において「特定施設等」という。) の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。
- 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(裏面あり)

- ② 店内に喫煙専用室をつくります。 ※喫煙行為のみ可能です。飲食できません。
- ③ 店内の一部に加熱式たばこ専用喫煙室をつくります。 <経過措置> 期限未定
※紙たばこは喫煙できません。飲食できますが、お店全体を喫煙室にはできません。

②喫煙専用室を設置した場合



▲店舗入口



▲喫煙室入口

③加熱式たばこ専用喫煙室を設置した場合



▲店舗入口



▲喫煙室入口

～喫煙室を設置する場合の「技術的基準」について～

- 1 出入口において外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること
- 2 煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること
- 3 煙が屋外に排気されていること

Q2 従業員を雇用していない家族経営店であれば、店内を喫煙可能にできると聞いた。

A2 喫煙可能店は下記 4 条件を満たすことが必要です。

- ①令和 2 年（2020 年）4 月 1 日以前から開業している
 - ②客席面積 100 ㎡以下である
 - ③個人または企業（資本金 5 千万円以下）の経営である
 - ④従業員を雇用していない
- ※20 歳未満は営業時間外も立入禁止です。
子ども連れの客は店の利用をさせてはいけません。



喫煙可能店

▲店舗入口

Q3 たばこ出張販売の許可をとり、主食を提供しなければ「喫煙目的店」になれると聞いた。

A3 主目的がたばこを吸う場所の提供であること、
たばこ販売許可だけでなく実際に店内にたばこを置いて対面で販売することも要件です。

- ※20 歳未満（従業員も）は営業時間外も立入禁止です。
- ※喫煙目的店の標示をし、広告にも喫煙目的店であること載せること
望まない受動喫煙にならないように喫煙しない人がお店に入らないようにしてください。



喫煙目的店

▲店舗入口

Q4 《居酒屋》たばこを対面販売し、主食を提供しなければ「喫煙目的店」になれると聞いた。

A4 一般的な居酒屋、喫煙目的店に該当しません（厚生労働省見解）。
居酒屋は飲食が目的であることが理由です。レストラン、定食屋等も同様です。

足立保健所 生活衛生課 受動喫煙防止担当

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3 2階

電話：(03) 3880-5384



ステッカーのダウン
ロードはこちらから